

規約及び会則のひな型

〇〇〇〇会則

(名称)

第1条 本会は、調布市〇〇〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表者宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、福祉活動の健全な普及発展、会員相互の親睦交流を図り、あわせて地域住民とのコミュニケーションを広げることを目的とする。

(構成)

第4条 会員は、前条の目的に賛同するもので構成する。入・退会は個人の意思を尊重し、代表者に届け出るものとする。

(会費)

第5条 会費は月額〇〇〇円とする。ただし、不足を生じた場合は、臨時徴収できるものとする。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 代表 〇名
- (2) 副代表 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監査 〇名

(職務)

第7条 役員の職務分担は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の経理の処理にあたる。
- (4) 監査は、本会の運営及び会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

第8条 役員の任期は〇年とし、再任は妨げない。なお、任期満了であっても後任者が就任するまではその職務を行う。

(会議)

第9条 本会に次の会議を開くことができる。

(1) 総会 年1回〇月に開催し、次の事項を審議決定する。

ア予算、決算 イ事業計画、報告 ウ規約の改正
エ役員の改正 オその他重要事項

(2) 臨時会 会員の三分の一以上の要求または代表が必要と認める場合に開催する。

(3) 役員会 第6条の役員をもって構成し必要に応じて随時開催する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第11条 この規約に定めない事項については役員会で決定する。

付 則 この会則は、 年 月 日から施行する。